

山口県健康エキスパート薬剤師 登録制度



©山口県

山口県健康福祉部薬務課

2024.4

1 制度の創設の背景

◆健康づくりに関する県民意識(H29)

知識や方法に関する情報を入手しやすい環境が必要	48.1%
健康づくりには場所や道具が必要	31.3%

◆県民アンケート(R元)

<薬局に求める機能>

病院(診療所)との連携した対応	73.3%
健康相談が行える場所	50.7%
知識が豊富など信頼できる薬剤師がいる	42.7%

<薬剤師に教えてほしい情報>

薬	73.3%
健康維持・増進	42.7%
健康診断等の検査値の見方	18.7%
食生活の改善方法	14.7%

県民は

- ・健康に関する知識、情報、健康づくりの場所等を必要としています
- ・薬剤師からの健康に関するサポートを求めています

2 制度の創設について(令和2年度)

地域の中で

健康維持・増進への取組の支援

受診が必要な県民を早期に医療につなげる 等

薬学的な健康サポート^(※)により総合的に県民の健康等ニーズに対応できる
薬剤師の登録制度を創設しました。

※薬学的な健康サポートとは・・・身近な薬局・薬剤師が、学術的な知識、経験などを活かした相談対応、県民が自ら行う健康管理への助言、受診
勧奨などの総合的な支援を行うこと

「山口県健康エキスパート薬剤師」

の登録・公表

**県民が関心を持つ「健康」に対応できる薬剤師を登録し公表することで、
薬剤師の専門性を活かした健康サポートの取組を県民に提供**

3 役割について

◆山口県健康エキスパート薬剤師

山口県内で活動する薬剤師のうち、地域において積極的に医療・健康・保健等から総合的に県民の支援を行う薬剤師です。

◆山口県健康エキスパート薬剤師の責務

- (1) 県民の健康維持・増進のために健康サポートの取組を行うこと
- (2) 安心・安全な薬の使用のための支援を行うこと
- (3) 関係機関と連携すること
- (4) 休日・夜間対応及び在宅医療対応に努めること

山口県健康エキスパート薬剤師登録証

登録番号: _____

山口県健康エキスパート薬剤師
登録証

氏名: _____


上記の者を「山口県健康エキスパート薬剤師」として、登録します。

山口県健康エキスパート薬剤師は

- ・県民の健康維持・増進のために健康サポートの取組を行います
- ・安心・安全な薬の使用のための支援を行います
- ・関係機関と連携します
- ・休日・夜間対応及び在宅医療対応に努めます

年月日

山口県



4 登録について

◆登録申請ができる薬剤師

- 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師(ただし、健康サポート薬局研修(技能習得型研修及び知識習得型研修の両方)を受講した者も同等とみなす。)※有効期限内の修了証を持つ者
- (公財)薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体の認定薬剤師
- 以下に定める資格を有する薬剤師

資格	認定団体	健康サポート内容
禁煙相談薬剤師	山口県薬剤師会	禁煙
公認スポーツファーマシスト	日本アンチ・ドーピング機構	運動・体操
熱中症対策アドバイザー	熱中症予防声かけプロジェクト	熱中症予防

- 県が認める研修(※)や、薬剤師会が実施する研修会等を、直近1年間に15時間以上受講した薬剤師 ※別途お知らせします

◆登録の流れ

- (1)申請書(様式第1号)を提出(手数料は不要です)
- (2)山口県薬剤師会(※)に提出 ※受付事務を当面委託
- (3)登録後、登録証とPR資材(ピンバッジ、のぼり)を送付
- (4)県は、ホームページ等で公表

5 登録後について①

◆研修及び取組

(1) 県が認める研修の受講

※研修一覧は公表

※公表されている一覧にない研修が対象となるかは随時お問い合わせください

- 健康エキスパート要綱第4条(1)の薬剤師 ⇒年間 5時間
- 健康エキスパート要綱第4条(2)の薬剤師 ⇒年間 15時間

(2) 県が主催する統一健康サポート研修の受講(義務受講)

集合研修とWEB配信の併用を予定

(3) 地域で実地に行う健康サポートの取組

山口県内で県民を対象として実施する健康サポートの取組が対象。

例 勤務薬局で実施する健康講座

地域イベントでの健康相談会 等



山口県
健康エキスパート
薬剤師

2024.4

©山口県

5 登録後について②

◆登録内容の変更等

氏名や登録情報(勤務先、主に取り組む健康サポート)が変更となった場合は、変更届(様式第3号)により、山口県薬剤師会(※)に届出をお願いします。※受付事務を当面委託
氏名の変更による登録証の書換えや、登録証の再交付もできます。

◎県外の異動等のやむを得ない事情により、山口県内で健康サポートの取組を行うことが難しくなった場合等は、辞退願(様式第5号)により届出と登録証・PR資材の返納を山口県薬剤師会(※)へお願いします。

◆取組報告

4月中に、前年度の取組報告を行います。